

第 1 4 号 議 案

足立区生きがい奨励金支給に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 2 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区生きがい奨励金支給に関する条例の一部を改正する条例
足立区生きがい奨励金支給に関する条例（平成 2 年足立区条例第 4 7
号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「 4 , 0 0 0 円を超えない範囲内において規則で定める額」
を「 3 , 0 0 0 円」に改める。

付 則

（ 施 行 期 日 ）

1 この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

（ 経 過 措 置 ）

2 この条例の施行前に受給資格を有している者の平成 2 3 年度分以前の
の奨励金の支給については、なお従前の例による。

（ 提 案 理 由 ）

生きがい奨励金の支給額を改定する必要があるので、この条例案を提
出いたします。